

会 議 録 要 旨

1. 会議名称	令和4年度 第1回 恵庭市公営企業経営審議会
2. 開催日時	令和4年9月13日(火) 15時00分～16時00分
3. 開催場所	恵庭市民会館2階 中会議室
4. 出席者名	<p>【委員】 宇野 二郎 新名 孝信 菅原 伸治 梶川 浩二 野村 真弘 落合 信也 茶園 利紀 須藤 進 熊谷 洋子 本多 利恵</p> <p>【市側】(水道部次長) 江蔵 正治 (経営管理課長) 畑 拓哉 (同主査) 佐藤 圭 (同主査) 高橋 豊 (同スタッフ) 中者 真一 (上水道課長) 長谷 晃司 (下水道課長) 平井 誠</p>
5. 審議会の経過	<p>※以下は、事務局が発言の要旨を要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。</p> <p>(1) 開会 事務局より委員の過半数以上の出席により審議会が成立したことの報告。</p> <p>(2) 会長挨拶 会長より挨拶。</p> <p>(3) 報告 【令和3年度 公営企業会計決算について(資料④)】～【恵庭市下水道事業経営戦略の進捗状況について(資料⑤)】の各報告ごとに、説明と質疑を行う形式とした。</p> <p>○令和3年度 公営企業会計決算について(資料①) ※経営管理課長より説明。</p> <p><質疑応答></p> <p>(委 員) 5ページの収益的収支と資本的収支の関係について、私の理解している企業会計とは全く違い、減価償却費というのは資産が時の経過に伴って減少する額を数値化していると記憶しているが、現物がないのに資本的収支の収入となるのはなぜか。 純利益が資本的収支の収入に入るのはわかるのだが。</p> <p>(説明員) ここの収益的収支は3条予算となり、ここでの減価償却費と資産減耗費は、現金の裏付けのない非現金支出となっている。 基本的には前年度に投資したものが固定資産として登録され、1年ごとに価</p>

値が減少していく分を収益的収支として費用化していく。

現金の裏付けのないものを費用化するので、支出としては例えば4億円の減価償却費が計上されるが執行出来ずにそのまま予算残となり、その残った4億円を資本的収支の不足額に補填する。

補填財源制度というものが地方公営企業法の会計基準の中に制度としてあり、これは民間の企業会計には当然ないものだが、資本的収支の不足分を補填する財源として、内部留保になるが、この減価償却費を充てる仕組みとなっている。

つまり、支出予算総額15億円の中で、最初から減価償却費4億円分は使えないものになっている。

お金の裏付けはないが4億円は使えないので、そのまま内部留保に残ったお金として資本的収支へ補填する不足額に充てる財源なり、これが補填財源制度の仕組みとなっている。

(委員)

資産が時の経過とともに一部費用化されるのだから、現金ではなく計算上の数字でしかないわけだが、それが何故、資本的収支の収入に入るのかという話である。

ただ何となく合わせればいいという感じで入れているのか。

(説明員)

基本的には資本的収入と支出の不足額があり、地方公営企業法でいう資本的収支の予算というのは赤字予算である。

例えば収入が2億円で支出が8億円とすると、6億円の不足となる。

その不足を補うための補填財源制度として、収益的収支の予算にある減価償却費と収入の長期前受金の相殺分、そして利益、それらを資本的収支の収支不足額に充てる仕組みとなっている。

(委員)

資本的収支の建設改良費は、どこから出ているのか。

(説明員)

建設改良費は、資本的収支予算の支出から出ている。

(委員)

原資はどこにあるのか。

現金としては、借入金とその他しかないのではないのか。

(説明員)

収入源としては、そのとおりである。

資本的収支の不足額は、内部留保から充てる仕組みになっている。

(委員)

減価償却費は、内部留保ではないが。

(説明員)

減価償却費は年度内決算を終えたときに、損益勘定留保資金として内部留保となる。

基本的に不足額はその内部留保（過年度分の損益勘定留保資金）から充てなければならない仕組みとなっている。

資本的収支で支出するときに一旦は現金から支出するが、最終的な決算を行ったときに資本的収支の不足額の例とした6億円を、この補填財源制度を使った内部留保から充てる仕組みである。

この内部留保というのは、収益的収支の予算の減価償却費・資産減耗費・長期前受金の相殺分が、過年度分の損益勘定留保資金に入る仕組みとなっている。

これを決算したときは当年度分の損益勘定留保資金となるが、実際は当年度分と過年度分から出す仕組みとなっている。

補填財源制度というのは、地方公営企業法の独自の会計制度であって、その仕組みを利用した資本的収支の不足額に充てる財源となっている。

それを総称して、現金の中の一部ではあるが、損益勘定留保資金というのは内部留保資金といわれている。

(委員)

公営企業会計というのは勉強したことがないので、本当に理解出来ない。

純利益を資本的収支の不足額に充てるというのは、現金があるのだからわかる。

(進行係)

水道料金を算定しているときに、減価償却費も原価として算入されているので、水道料金が現金として残る。

非現金支出になっているので、水道料金がお金としてはそのまま公営企業に残っていて、それを建設改良費に充てているというイメージである。

現金としてあるのは、水道料金となる。

(説明員)

収益的収支と資本的収支に分かれているが、基本的には収益的収支の水道や下水道などの料金収入で投資費用も全て賄っているというイメージである。

(委員)

全体で見るのならわかるが、収益的収支の予算と資本的収支の予算とで分かれているからわかりにくい。

(進行係)

この2つの予算制度というのは、資本的収支の予算が民間企業会計にないのでわかりにくい。

キャッシュフロー計算書をこれで作っていくと、民間企業会計とほとんど類似する。

この資本的収支の予算は、民間企業会計では作らない。

収益的収支と資本的収支を併せるとキャッシュフロー計算書になるが、2つに分けて作るということがわかりにくい。

(委員)

次に9ページにある水道事業受贈財産について、これは自己資金で自分の宅地に水道を整備した時の資産か。

(説明員)

例えば、民間の開発業者が開発行為による宅地造成を行ったとして、そこで宅地として売り出すために、水道管や下水道の污水管を整備したとする。

それが完成したときにそれら整備した管の受贈を受け、公営企業側で評価額を決定し資産とする。

(委員)

その評価額が2,127万円で、それが資産に計上されているということか。

(説明員)

そのとおりある。

この資産分が翌年の減価償却費から発生する。

(委員)

最後にもう1点聞きたい。

今年の3月26日の日経新聞の記事において、旭川市の水道管における老朽管の割合が19.9%になっていることから、水道料金を値上げしなければならないことが書いてある。

恵庭市では、老朽管がどの程度の比率であるのか。

併せて新聞記事の中で、恵庭市では今年から老朽管の漏水兆候データを自動収集・蓄積して、維持管理上で一元管理出来る管路音圧システムを運用しているとあるが、それは決算からみるとどこに入っているか。

(説明員)

まず管路音圧システムについては、管路台帳システムを構築した事務費の中に入っており、資本的支出の管路台帳システムの固定資産購入費となる。

(委員)

14ページの資料では、どこになるか。

(説明員)

14ページの(3)固定資産購入費の決算額41,133,400円中の、ほぼ全額に近い金額になる。

(説明員)

最初に質問のあった恵庭市の老朽管の状況について、経営戦略等にも記載があるが、令和2年度末で11%程度となっている。

○水道料金等徴収委託業務の業者選定結果について(資料②)

※経営管理課総務担当主査より説明。

<質疑なし>

○応急給水資材車庫の整備と給水車の購入について(資料③)

※上水道課長より説明。

<質疑応答>

(委員)

応急給水資材車庫の整備費として1,600万円との記載があるが、中に保管している資材も含めての金額なのか。

(説明員)

応急給水資材車庫のみの金額である。

(委員)

一般住宅のカスケードガレージのイメージからすると高額に感じるが、何か違いがあるのか。

(説明員)

応急給水資材車庫の基礎部分が、給水車の保管に耐えられるようにコンクリートで施工されているため、高額となっている。

○恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略の進捗状況について（資料④）
※経営管理課財務担当主査より説明。

<質疑なし>

○恵庭市下水道事業経営戦略の進捗状況について（資料⑤）
※経営管理課財務担当主査より説明。

<質疑応答>

（委員）

水道と下水道の双方について企業債を記載しているが、恵庭市ではその上限額を決めているのか。

（説明員）

起債の対象となる事業というのがあり、水道でいえば耐震化事業になる。その耐震化事業の金額によって借りられる割合の上限はある。

（委員）

そのパーセンテージは、項目によって違いがあるのか。

（説明員）

借り入れる起債額には経営戦略上の基準があり、原則的に起債の償還額以内の借り入れとしている。

ただ、ここ数年の水道施設整備費にかかる事業費が、耐震化のために一時的に増加していることに伴い、上限を超えて少し多くなっている。

あとは企業債を借りて30年で返済することとなるが、シミュレーションを行って今後の計画年次における財政収支が安定的に出来るかどうかを検証のうえ、借入額を検討している。

（委員）

上限とは、およそ何パーセントくらいとしているのか。

（説明員）

だいたい、事業費に対して7割くらいとなっている。

ただ、7割を借りるのは簡単だが返さなければならないため、元金を資金的収支で返し利息を収益的収支で返す、そこを見計らった計画建てを行っている。

(委員)

先ほどの水道料金の話についてだが、恵庭市で水道料金が未払いとなっている人数は何パーセント程度いるのか。

何故この様な話をするかという、ある町内会で公園の水道水を自宅に持ち帰っている人がいるとの話を聞いており、その人は水道が止められているから公園に水道水を取りに来るのではと思った。

答えられれば、お願いしたい。

(説明員)

「未払い」の定義が難しく、納期限を過ぎると未払いとなってしまうため、いつ時点での未払いの人を対象とするのかで数値は変わる。

例えば、恵庭市の場合は2期末納であれば給水停止とし、それ以上の未払いが生じないようにしているが、どの時点での人数とするのかの判断が難しいため、人数ではなく収納率で回答すると、令和3年度の水道料金は現年度が98.6パーセントである。

(委員)

確かに、生活に困って払えないのか、払える能力があるのに払わないのかという違いも含めると判断が難しい。

(説明員)

個々のお客様の状況にもよる。

例えば滞納している場合、下水道使用料については法的な調査権があるため、預金調査や在籍調査等の結果により、資産の差し押さえも行っている。

(委員)

毎日トラックで何トンも公園から水道水を持っていけばわかるが、少しずつ持っていけば現場を捕えるのも難しい。

公園の件は、そのような情報があったという話を伝えた。

今の説明により、人数により未払いの割合を示すことは、未払いの定義の扱いにより難しいことがわかった。

(4) その他

○今後のスケジュール・委員報酬等の支払いについて

※経営管理課スタッフより説明。

○全体をとおして

<質疑応答>

(委員)

初歩的な質問で申し訳ないが、この公営企業経営審議会の位置付けとはどのようなものなのか。

市議会があることから決定機関ではないことは理解出来るが、我々委員は事後結果の報告を受けるだけなのか。

(説明員)

公営企業経営審議会の発足以前は公共料金審議会という形で、水道料金や下水道使用料の妥当性や料金等値上げに関する審議というものを、市長部局で行っていた。

それが、公共料金審議会のあり方の見直しを行い、一時なくなった。

その後、この公営企業経営審議会を発足して、報告案件や市長への諮問事項を審査してもらう附属機関として作り上げてきた。

基本的には、料金等の値上げがある場合の審議といった諮問事項や条例改正といった市民に直接お金に関わることへの審議事項に対する諮問機関となっている。

現在は、料金等に関わる審議事項がないため、経営戦略や予算・決算といったところを委員の皆さんに報告しているところである。

その中で意見等があれば、予算や計画に取り入れることを考えている。

(委員)

コロナ禍になって2年半が経過している。

その中で、自治体によっては低所得者や生活保護者関係者といったところに、水道料金・下水道使用料の減額又は免除を行っているところもあったと思う。

恵庭市では、そういった検討を行ったのか、行ったのであればどのような判断をしたのか聞きたい。

(説明員)

恵庭市全体では、コロナ禍における市民への支援策として、国からの補助金等を受けながら必要な策に取り組んでいる。

水道・下水道事業としてはどのような施策がいいのかを考える中で、水道料金・下水道使用料となると条件が限定されてしまい、生活困窮者以外も対象となってしまう。

水道・下水道事業としての検討自体は行ったが、恵庭市全体としての施策があるならば、水道・下水道事業としての施策は必要なしとの考えに至り、札幌

<p>(5) 閉会</p>	<p>市では水道料金の減免施策を打ち出したが、恵庭市としては、市全体として生活困窮者への支援策を設けていることから、水道・下水道事業としての支援策は講じないという結論となった。</p> <p>終了時間 16:00</p>
---------------	--